第3節

安心・安全なユビキタスネット社会の構築

電気通信サービスに関する消費者行政

(1) 利用者視点を踏まえた ICT サービスの推進

ICT 関連の新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通等により、知的財産権をはじめとする諸権利との関係を整理する必要が生じてきたことから、総務省では、平成 21 年 4 月から「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」を開催している。同研究会は、平成 21 年 8 月に第一次提言を、翌年 5 月には第二次提言をそれぞれ取りまとめ、公表している。

平成21年4月には、①インターネット地図情報サービス、②違法音楽配信、③ライフログ活用サービス、④個人情報保護ガイドラインの見直しの4つの課題を設定し、①、②及び④について、検討結果を提言として報告した。 平成22年5月には、第二次提言として③の検討結果と、第一次提言策定後に設定された2つの課題である⑤ CGM(Customer Generated Media: 消費者生成メディア。SNS、プロフサイト等を指す。)及び⑥モバイルPC 等による情報持ち出し時の安全管理措置について、その検討結果を取りまとめて公表した。

(2) 電気通信サービスにおける消費者保護の推進

総務省は、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることを目的として、平成 16 年 3 月に「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を策定し、同年 4 月の電気通信事業法施行に併せて運用している。平成 21 年 2 月に公表された「電気通信サービス利用者懇談会報告書」において、電気通信サービスの契約締結時における説明事項として、契約変更、解約時の連絡先、連絡方法を追加することや、利用者の特性に配慮した勧誘を行うという適合性の原則の推奨等を同ガイドラインに盛り込むこと等が提言された。この提言を受け、同年 7 月に、電気通信事業法施行規則の一部を改正するとともに、同ガイドラインを改正した。

総務省電気通信消費者相談センターには、電気通信サービスに関する相談等(契約・解約、高額なパケット料金請求、携帯電話端末の故障、架空請求や出会い系サイトに関するものなど)、多岐にわたる相談、問い合わせが寄せられている。こうした相談を踏まえて、平成21年12月に、冬休み、年末年始に電気通信サービスのトラブルに遭わないようにするための事例を整理し、公表した²。

また、平成22年3月に、総務省及び消費者庁の連名で、携帯電話の新規契約が特に多くなる新年度を控え、携帯電話の契約時に生じやすいトラブルと消費者へのアドバイスに関する報道発表を実施した。。

(3) インターネット上の違法・有害情報への対策

我が国におけるインターネットの普及はめざましく、国民の社会・文化・経済活動等あらゆる活動の基盤(社会インフラ)として利用され、国民生活に必要不可欠な存在となっている。一方で、急速なインターネットの普及は、違法・有害情報の流通等、負の側面も拡大させている。

総務省では、これらの問題に対処することとして、これまで、以下の取組を実施し(図表 5-3-1-1)、今後も推進していくこととしている。

¹ 参考: 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会: http://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/kenkyu/11454.html

² 参考:電気通信サービスに関するトラブルの現状: http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/22792.html

³ 参考: 携帯電話の契約時のトラブルと消費者へのアドバイス: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/26635.html

図表5-3-1-1 インターネット上の違法・有害情報に関する総務省の取組

No.	項 目	開催日等	概要
1	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信 者情報の開示に関する法律 (通称:プロバイダ責任制限法)	平成14年5月施行	①他人の権利が侵害された場合におけるプロバイダ等の損害賠償 責任の制限・明確化 ②権利侵害を受けた者のプロバイダにおける発信者情報の開示請 求権を規定
2	「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」	平成17年8月~18年8月	違法・有害情報に対する民間事業者の自主的対応を中心とした具体 的施策について提言
3	「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」	平成19年11月~21年1月	青少年に向けたフィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等措置の支援、インターネットリテラシーの普及啓発等の違法・有害情報に対する総合的な対応について検討
4	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (通称:青少年インターネット環境整備法)	平成20年6月成立 (平成21年4月1日施行)	①青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得すること ②青少年による有害情報の閲覧の機会を少なくすること ③民間による自主的・主体的取組を尊重すること を基本理念とする。 具体的な有害情報対策として、フィルタリングの普及とその性能向 上に取り組むことを求める。
5	安心ネットづくり促進プログラム	平成21年1月	総務省における、今後のインターネット上の違法・有害情報対策の包括的政策パッケージ ①安心を実現する基本的枠組の整備 ②民間における自主的取組の促進 ③利用者を育てる取組の推進 を3つの柱とする。
6	青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進 及び適切な利用のための啓発活動の都道府県等への依頼	平成21年2月	総務省、内閣府、内閣官房IT室、警察庁、文部科学省及び経済産業省が連名で、各都道府県、教育委員会、都道府県警察、PTA等に対し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用を促進するため、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼
7	フィルタリング普及キャンペーン	平成21年3月	総務省、内閣府、内閣官房、警察庁、文部科学省及び経済産業省が連名で、パーソナルコンピュータの製造事業者、携帯電話・PHS事業者、フィルタリングソフトメーカー、家電販売店等と連携して、フィルタリング普及のためのキャンペーンを実施
8	安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話	平成21年6月	総務省とITU(国際電気通信連合)の共催で、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応について、国際連携を推進するとともに、世界における安心・安全なインターネット環境整備を促進するため、平成21年6月2日及び3日に、東京において開催。本戦略対話では、安心を実現する基本的枠組の整備等についての議論が行われ、成果物として議長報告及び「東京声明」が取りまとめられた。
9	違法・有害情報相談センターの開設	平成21年8月	中小のプロバイダ、サイト管理者、学校関係者等を対象に、インターネット上の違法・有害情報や、いじめ等への適切な対応について助言する違法・有害情報相談センターの開設を支援

(4) 迷惑メール対策

迷惑メールについては、これまでも「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」や、電気通信事業者による自主的な取組をはじめ、様々な対策を行ってきた。しかしながら、迷惑メールの送信手法が巧妙化・悪質化し、海外から送信される迷惑メールが増大するなど新たな問題が顕在化している。総務省では、これらの問題に対処することとして、これまで、以下の取組を実施している(図表 5-3-1-2)。

また、平成 21 年通常国会 (第 171 国会) において、「消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成 21 年法律第 48 号)」が成立し、同年 9 月 1 日から施行され、消費者庁及び消費者委員会が設立されたことに伴い、特定電子メール法についても消費者庁と一部共管とするための所要の規定の整備が行われた。これに伴い、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則(平成 14 年総務省令第 66 号)」の改正等を行っている。

- ① 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令・総務省令
 - ・特定電子メール法第二条第一項で定められている、電子メールで用いられる通信方式については総務省令で 定めることとされているため、当該施行規則(内閣府令・総務省令)から、関係規定を削除する。
 - ・電子メールの受信者による申し出が、総務大臣に加えて内閣総理大臣(消費者庁長官)に対しても行うことが可能になったことを受け、所要の改正を行う。
 - ・登録送信適正化機関の登録を総務大臣及び内閣総理大臣(消費者庁長官)が行うこととされたことを受け、 同機関の申請先に、内閣総理大臣を加える等の改正を行う。
- ② 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める総務省令
 - ・電子メールで用いられる通信方式について、その全部または一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式とする。
 - ・携帯電話端末等に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式とする。

図表5-3-1-2 迷惑メール対策に関する総務省の取組

No.	項目	開催日等	概要
1	「迷惑メールへの対応の在り 方に関する研究会」	平成19年7月~ 20年8月	・平成19年12月の中間取りまとめにおいて、「特定電子メール法」の改正について提言。 ・平成20年8月の最終取りまとめにおいて、総合的な迷惑メール対策の枠組、体制等について提言。
2	「特定電子メールの送信の 適正化等に関する法律の一 部を改正する法律」	平成20年6月成立 (同年12月1日施行)	・「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」中間取りまとめの提言を踏まえ、迷惑メールに対 するオプトイン方式による規制の導入等を盛り込む。
3	「特定電子メールの送信等に 関するガイドライン」	平成20年11月	・「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」最終取りまとめの提言を踏まえ、改正特定電子メ ール法及び関係省令の解釈、特定電子メールの送信に当たって推奨される事項等を取りまとめ。
4	「消費者庁及び消費者委員会設置法」 「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係 法律の整備に関する法律」	平成21年6月成立 (同年9月1日施行)	・消費者庁及び消費者委員会の設立 ・消費者庁等の設立による、特定電子メール法に関する整備法による所要の改正の実施。
5	特定電子メール送信の適正 化等に関する法律施行規則 の一部を改正する内閣府令・ 総務省令	平成21年9月施行	・特定電子メール法第二条第一項で定められている、電子メールで用いられる通信方式については 総務省令で定めることとされているため、当該施行規則(内閣府令・総務省令)から、関係規定を削 除する。 ・電子メールの受信者による申し出が、総務大臣に加えて内閣総理大臣に対しても行うことが可能 になったことを受け、所要の改正を行う。 ・登録送信適正化機関の登録を総務大臣及び内閣総理大臣が行うこととされたことを受け、同機関 の申請先に、内閣総理大臣を加える等の改正を行う。
6	特定電子メール送信の適正 化等に関する法律第二条第 一号の通信方式を定める総 務省令	平成21年9月施行	・電子メールで用いられる通信方式について、その全部または一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式とする。・携帯電話端末等に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式とする。
7	「特定電子メールの送信等に 関するガイドライン」の改正	平成22年4月	・消費者庁の設立により、特定電子メール法が消費者庁及び総務省の共管となったことに伴い、ガイドラインの作成者に「消費者庁表示対策課」を加える。 ・「総務省令」の記載部分を「総務省令・内閣府令」に修正 ・消費者庁発足に伴い、同法施行規則が一部改正され、条の移動が生じたことに伴う規定の整備

(5) 情報通信分野における個人情報の保護

ア「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の策定・改定

電気通信事業における個人情報保護については、電気通信サービスの利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説」を、平成16年8月に策定し、運用している。

総務省は、平成 21 年 8 月に公表された「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の第一次提言を踏まえ、同年 12 月、ガイドライン及び解説について、以下のとおり改定した。

- ① 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」等を踏まえた措置 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更」(平成20年4月閣議決定)等を踏まえ、プライバシーポリシーの記載事項、見直し規定の追加及び文言の整理を行う。
- ② 不払い者等情報(ガイドライン第27条関係) ガイドライン第27条に規定のある電気通信事業者間で交換できる情報として、「不払い者情報」に加え、「契約者確認に応じない者の情報」を追加。
- ③ 迷惑メール等送信に係る加入者情報(ガイドライン第 15 条関係) ガイドライン第 15 条の解説において、特定電子メール法第 29 条が、ガイドライン第 15 条(法令に基づ く場合等を除き、本人の同意がなければ第三者提供は不可)における「法令」であることを明記。

イ「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」の策定・改定

総務省は、平成 17年4月の個人情報保護法の全面施行に当たり、「放送分野における個人情報保護及び IT 時代の衛星放送に関する検討会」(平成 16年5月から17年2月まで開催)で取りまとめられた「放送分野における個人情報保護の基本的な在り方について」(平成 16年8月)を踏まえ、平成 16年8月に、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」4(平成 16年総務省告示第696号)を策定した(同17年4月施行)。

同指針については、平成19年7月に施行後の実態を踏まえた見直しを行ったほか、同 21年9月に、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)の一部変更等を踏まえ、受信者情報取扱事業者が策定する基本方針(プライバシーポリシー等)において定めるよう努めるべき事項(個人情報の取得元等の明記、委託処理の透明化等)の追加や、漏えい等があった場合の認定個人情報保護団体への報告の努力義務について新たに規定する等の改正を行った。

⁴ 参考: 放送分野における個人情報保護: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/040831_1.html

情報セキュリティ対策の推進

(1) 政府の情報セキュリティ対策

「国民を守る情報セキュリティ戦略」

近年、情報通信基盤の急速なブロードバンド化や電子商取引の浸透に伴い、世界規模でのコンピュータウイルス のまん延、サイバー犯罪の増加、国民生活・社会経済活動の基盤となる重要インフラにおける情報システムの障害、 大量の個人情報の漏えい等が社会問題化し、情報セキュリティ対策の強化が重要な課題となっている。

我が国の情報セキュリティ問題への取組としては、平成 17 年 4 月に内閣官房に「情報セキュリティセンター (NISC)」が、同年5月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(通称:IT 戦略本部)に「情報セキュリティ 政策会議」が設置され、強化された。

情報セキュリティセンターにおいては、平成 21 年 2 月、情報セキュリティ政策会議において、平成 21 年度か ら 23 年度までの 3 か年の中長期の戦略である「第 2 次情報セキュリティ基本計画」、同年 6 月に、同計画に基づ いた年度ごとの推進計画としての「セキュア・ジャパン 2009」を決定するなど、これまで以下の取組を実施して いる (図表 5-3-2-1)。

また、平成22年5月には、同政策会議において、多様化・高度化・複雑化している情報セキュリティを巡る環 境の変化に的確に対応するために、「国民を守る情報セキュリティ戦略」を決定した(図表 5-3-2-2)。

本戦略は、「第2次情報セキュリティ基本計画」を包含する、2010年~2013年度の4年間を対象とした包括 的な戦略である。今後、これに基づき、毎年度の年度計画である「セキュア・ジャパン 2010」も公表予定である。

図表5-3-2-1 我が国の情報セキュリティ対策の歩み

年月日	項目等
平成17年4月	「内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)」設置
平成17年5月	IT戦略本部に「情報セキュリティ政策会議」設置
平成18年2月	「第1次情報セキュリティ基本計画」
平成18年6月	「セキュア・ジャパン2006」
平成19年6月	「セキュア・ジャパン2007」
平成20年6月	「セキュア・ジャパン2008」
平成21年2月	「第2次情報セキュリティ基本計画」
平成21年6月	「セキュア・ジャパン2009」
平成22年1月	「情報セキュリティ月間」の新設
平成22年5月	「国民を守る情報セキュリティ戦略」

図表5-3-2-2 国民を守る情報セキュリティ戦略の概要

現状の課題

大規模なサイバー攻撃事案等の脅威の増大

- フラ等、国民生活に直結するサービスの情報通信技術への依存による脅威の増大
- / 国境を越えたサイバー攻撃が現実化(米韓大規模サイバー攻撃(昨年7月)) ガンブラーウイルス等、年々新たなウイルスが出現。攻撃手法も高度化・多様化

社会経済活動の情報通信技術への依存度の増大

- ✓ 情報家電、電子タグなどあらゆる機器がネットワークに接続
- ✓ 約8割の国民が情報セキュリティに不安感

急速な技術革新の進展

- グローバル化の進展
- / 国境を越えた瞬時の情報流通
- / 各国の個人情報保護・情報セキュリティ制度の調和
- ●重要インフラ等の国民生活に直結するサービスの情報通信技術への依存の高まりにより、脅威(ITリスク)は着実に増大
- ●情報セキュリティ上の攻撃手法が多様化・高度化・複雑化しており、従来の取組では対応が困難 (*)米国
- ●各国でも戦略的な取組(*)を実施

基本的な考え方(取組の重点化)

課題に対応する 新戦略の必要性

国民を守る情報セキュリティ戦略(2010~2013)

サイバースペース政策レビュー(60日レビュー) 「サイバーセキュリティ調整官」を設置し、国家的取組を強化 · [2010 Cybersecurity Enhancement Act] (2010年2月)

「国民を守る情報セキュリティ戦略」

第2次基本計画(2009~2011)

(*)第2次情報セキュリティ基本計画を

▶ITリスクを克服し、安全・安心な国民生活を実現 サイバー空間の安全保障・危機管理政策の強化と情報通信技術政策の連携 ▶安全保障·危機管理及び経済の観点に国民·利用者保護の観点を加えた3軸構

サイバー攻撃の発生を念頭に置いた政策強化・対処体制整備 ② 新たな環境変化に対応した政策の確立 ③ 受動的な対策から能動的な対策へ

造の総合的な政策(特に、国民・利用者の視点を重視した政策の推進) ▶国際連携の強化

安全・安心な国民生活を実現

サイバー空間上の我が国の安全保障・危機管理の確保

情報通信技術の利活用を促進し、我が国の経済成長に寄与

実現すべき成果目標

2020年までに、インターネットや情報システム等の情報通信技術を利用者が活用するにあたっての脆弱性を克服し、全ての国民が情報通信技術を安心して 利用できる環境 (高品質、高信頼性、安全・安心を兼ね備えた環境)を整備し、世界最先端の「情報セキュリティ先進国」を実現

(2) インターネットの安心・安全な利用環境の実現

総務省では「第2次情報セキュリティ基本計画」等を踏まえ、重要インフラの一つである情報通信分野の主管官 庁という立場から、国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境を整備するため、以下のような取組を 実施している。

ア ネットワークの強化、信頼性の確保

(ア) 「サイバークリーンセンター」

平成 18 年 12 月に、総務省及び経済産業省の共管により開設。ボット対策情報を発信するとともに、効率的にボットを捕獲することでボット感染 PC ユーザーを特定し、特定したボット感染 PC ユーザーに対する駆除ツールの提供等を行っている⁵。

(イ) 「インシデント情報共有・分析センター (Telecom-ISAC Japan)」

平成 14 年 7 月に、ISP を中心として設立(平成 17 年 2 月に財団法人日本データ通信協会に編入)。情報通信ネットワークの安全性・信頼性を向上させるため、情報セキュリティに関する情報を業界内で共有・分析する組織として、活動を行っている $^{\circ}$ 。

(ウ) 「T-CEPTOAR」

Telecom-ISAC Japan の枠組みも活用し、固定系、アクセス系、携帯電話事業者にも範囲を拡大した電気通信分野の「情報共有・分析機能(CEPTOAR)」として、平成19年4月から運営。

イ ネットワークにつながるモノへの多様化への対応

(ア) ASP・SaaS の利用の促進

平成20年4月から、(財)マルチメディア振興センターにおいて、「ASP・SaaS 安全・信頼性に係る情報開示認定制度」が開始されている。これは、今後、ASP・SaaS サービスの利用を考えている企業や地方公共団体等が、事業者やサービスを比較、評価、選択する際に必要な「安全・信頼性の情報開示基準を満たしているサービス」を認定するもので、平成22年3月31日現在で、94件のASP・SaaSを認定しているで。

ウ 人的・組織的能力の向上

(ア) 「電気通信事業における情報セキュリティマネジメント指針」

インターネットの急速な普及を踏まえ、電気通信事業者にとっては、情報をより適切に管理するための組織体制を確立することが急務となっている。そのため総務省では、特に電気通信事業者において遵守又は考慮することが望ましい対策事項について、平成18年3月、「電気通信事業における情報セキュリティマネジメント指針」を策定、同年6月に業界ガイドライン化している。

同指針は2008年(平成20年)2月に国際電気通信連合(ITU:International Telecommunication Union)において、また同年6月に国際標準化機構/国際電気標準会議(ISO/IEC)において、ISM-TG (Information Security Management Guideline for Telecommunications、X.1051 | ISO/IEC27011)として国際標準が決定された。

また、現在、ITU においては、中小企業の電気通信事業者による ISM-TG の実施を促進することを目的とした標準化の検討が進められており、我が国として、平成 21 年 4 月の ITU の場に、中小企業を対象とした情報セキュリティマネジメントガイドラインに係る寄書を提出したところである。

今後、平成21年8月に安心・安全インターネット推進協議会の国際戦略検討WGに設置された、ISM-TG検討SWG等と本件に関する取組を推進することとしている。

(イ) 「総務省 国民のための情報セキュリティサイト」

平成 15 年 3 月から、総務省ホームページ内に「総務省国民のための情報セキュリティサイト」® を開設し、国民一般向けに情報セキュリティに関する知識や対策等の周知・啓発を継続的に実施している。

⁵ 参考: サイバークリーンセンター: https://www.ccc.go.jp

⁶ 参考: Telecom-ISAC Japan:https://www.telecom-isac.jp/

⁷ 参考:ASP・SaaS情報公開認定サイト((財) マルチメディア振興センター):http://www.fmmc.or.jp/asp-nintei/index.html

⁸ 参考:総務省国民のための情報セキュリティサイト: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm

(ウ) [e-ネットキャラバン]

平成 18 年 4 月から、総務省、文部科学省及び通信関連団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、おもに保護者及び教職員を対象とした啓発講座を全国規模で行う[e-ネットキャラバン]®を実施している。

(3) 電気通信サービスにおける安全・信頼性の確保

ア 安全・信頼性の確保

総務省では、電気通信サービスの安全・信頼性を確保するため、法令において設備の技術基準を定め、これを担保するために電気通信主任技術者の選任義務や管理規程の届出義務を課し、さらには、ガイドライン(「情報通信ネットワークの安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号))の活用の促進を図ってきたところである。

また、情報セキュリティ政策会議(事務局:内閣官房情報セキュリティセンター)の指針を受けて「電気通信分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準」の策定を支援し、電気通信事業者への浸透を図っているところである。

ネットワークの IP 化が進展し、様々な新しい IP 系サービスの利用が拡大する一方で、IP 系サービスにおける 通信障害等について、事故件数の増加、大規模化、長時間化するなどの傾向にあることを受け、総務省は、平成 20 年 4 月に [IP ネットワーク管理・人材研究会] 10 を開催し、同 21 年 2 月に最終報告書を取りまとめ、公表した11。

総務省では、当該報告書を踏まえ、電気通信事業者に課している事業用電気通信設備の監督を行う電気通信主任技術者の選任の要件を見直し、複数の都道府県を業務区域とする場合には、設備を直接管理する事業場への選任に加え、原則、設備を設置する都道府県ごとに電気通信主任技術者を選任することを義務付ける改正等を行ったところである。

イ 公共ブロードバンド移動通信システムの推進

現在、災害等の現場において使用される警察、消防・救急等の公共通信システムは音声が中心であるが、被災地等の正確な情報の共有のため、機動的かつ確実に映像伝送を行う手段が求められている。

そこで総務省では、平成 19 年 6 月の情報通信審議会一部答申を踏まえ、地上テレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となる VHF 帯の一部について、安全・安心な社会実現のためにブロードバンド通信が可能な自営通信を導入することとし、平成 21 年 4 月に「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」について情報通信審議会に諮問した。平成 21 年 5 月より、同審議会において検討が進められ、同 22 年 3 月に答申を受けた。また、同答申に基づき、平成 22 年 4 月には、公共ブロードバンド移動通信システムの導入に必要な関係規定の整備に向けて、関係する省令の改正案を電波監理審議会に諮問したところである。

(4) 暗号技術の安全性評価と高度化の推進

ネットワークを利用した社会経済活動において不可欠な情報セキュリティを確保するためには、安全で実装性に 優れた暗号技術を利用することが重要である。

そこで、

- ① 「暗号技術検討会」(総務省及び経済産業省が共同で開催)12
- ② 「暗号技術監視委員会」(独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人情報処理推進機構が共同で開催)
- ③ 「暗号モジュール委員会」(同上)

からなる暗号評価プロジェクト「CRYPTREC」(Cryptography Research and Evaluation Committees)は、暗号技術を公募し、客観的な評価を行った結果として、安全性及び実装性に優れていると認められた暗号技術をリスト化した「電子政府推奨暗号リスト」 13 を平成 15 年 2 月から公表しているところである。

暗号記述検討会においては、電子政府利用等に資する暗号技術の評価等を行っており、平成 14 年度に発表した、電子政府における調達のための推奨すべき暗号のリスト(電子政府推奨暗号リスト)の改訂のための暗号技術公募要項を、平成 21 年 3 月に取りまとめたところである。

⁹ 参考:e-ネットキャラバン: http://www.e-netcaravan.jp/

¹⁰ 参考: IPネットワーク管理・人材研究会: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ip_network/index.html

¹¹ 参考:「IPネットワーク管理・人材研究会」報告書の公表: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090218_5.html

¹² 参考: 暗号技術検討会: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ango/index.html

¹³ 参考:電子政府推奨暗号リスト: http://www.cryptrec.go.jp/list.html

3

電子データの信頼性の確保

(1) 電子署名・認証業務の普及促進

我が国は、電子商取引等のネットワークを利用した社会経済活動の更なる発展を図ることを目的として、電子データに付される電子署名の円滑な利用環境を確保するため、

- ① 本人が行った電子署名が付された電子文書等について、手書き署名や押印が付された紙文書と同様の法的効力を認めること
- ② 特定認証業務に関する任意的認定制度を導入すること等について定めた「電子署名及び認証業務に関する法律」 (平成 12 年法律第 102 号) が平成 13 年 4 月から施行されており、同 22 年 4 月末現在、18 件の特定認証業務が認定を受けている。

電子署名法附則第3条においては、施行後5年を経過した場合に、同法の施行の状況について検討を行うものとされており、総務省、法務省及び経済産業省は、平成19年12月から電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会を開催し、同20年3月に報告書を策定した¹⁴。

平成 21 年度には、電子署名法に係る電子証明書に使用されている暗号アルゴリズムに関して、より安全性の高いものへの移行における技術面・制度面の課題を調査・分析し、認定認証業務における暗号アルゴリズムの円滑な移行を可能とするために必要な実務面及び移行スケジュールに係る検討を行うため、「電子署名法における暗号アルゴリズム移行研究会」を設置し、検討を行い、同 22 年 3 月に報告書を策定した。

(2) タイムビジネスの利用促進

電子商取引等の分野において流通、保存される電子データの作成時期等に関する信頼性を高めるために電子データに付されるタイムスタンプ及びそのためのサービスであるタイムビジネス(時刻配信業務と時刻認証業務の総称)の重要性が高まってきている。

総務省では、平成 16 年 11 月に、民間事業者が提供するタイムビジネスを国民が安心して利用できるよう、「タイムビジネスに係る指針」を策定・公表するなどタイムビジネスの利用促進に積極的に取り組んでいるところである。

この指針を受けて、財団法人日本データ通信協会では、一定の基準を満たすタイムビジネスに対し認定することで国民に対し信頼性の目安を提供する「タイムビジネス信頼・安心認定制度」を平成17年2月に創設(平成22年4月末現在、5件の時刻配信業務及び5件の時刻認証業務を認定)している。また、平成18年7月には、民間において、事業者やベンダー等で構成される「タイムビジネス協議会」が設立されている15。

4

消防防災分野における ICT 化の推進

(1) 災害に強い消防防災ネットワークの整備

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、緊急消防援助隊の出動その他の災害応急対策を迅速に講じることが重要である。このため、災害時においても通信を確実に確保し、情報の収集及び伝達を迅速かつ確実に行うべく、国、都道府県、市町村等においては、加入電話、携帯電話等の公衆網及び専用線等を使用するほか、災害に強くふくそうのおそれのない自営網である消防防災通信ネットワークを整備している¹⁶。

総務省では、今後も、消防防災通信ネットワークの整備促進及び充実強化を図るとともに、非常通信協議会の活動等により、不通となった場合の通信の確保に努めている。

¹⁴ 参考:「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」報告書の公表及び意見募集の結果:

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080530_4.html

¹⁵ 参考: タイムビジネス協議会: http://www.dekvo.or.in/thf/

¹⁶ 参考: 消防の情報通信に関するページ (総務省消防庁): http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList_jouhou.html

(2) ICT化の今後の展開

ア 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等の整備

総務省では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関す る緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊 急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備に向け取り組んでおり、平成 22 年 4 月 1 日現在、46 都道府県の 288 市区町村において、情報の受信、同報系防災行政無線等の自動起動が行われている。 平成22年度中には、状況に応じた内容の音声放送やソフトウェアの更新、システムの稼働状況等の適切な管理等 を可能とするなどのシステムの高度化を行うほか、高度化した J-ALERT を全国に一斉に整備することとしている。 また、国民保護法では、総務大臣及び地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、避難住民及び武力攻撃災

害により死亡又は負傷した住民の安否に関する情報を収集・整理し、照会があった時は速やかに回答することとさ れている。総務省では、安否情報の収集及び提供を円滑に行うためのシステム(安否情報システム)を開発し、平 成 20 年 4 月から運用している。さらに、安否情報システムにおいて登録された安否情報を検索する際に、曖昧検 索可能な対象を拡大し、氏名等の入力項目についても部分一致及び表記ゆれがあっても検索できるようシステム改 修を行ったところである。

イ 119 番緊急通報における位置情報通知関連システムの統合

119 番緊急通報については、従来、①「新発信地表示システム」(NTT 東西の固定電話の位置情報を消防本部 に通知するシステム)、②「位置情報通知システム (携帯・IP)|(携帯・IP 電話の位置情報を消防本部に通知する システム)、③「旧位置情報通知システム(IP 電話事業者)」(IP 電話の位置情報を消防本部に通知するために IP 電話事業者により設置されたシステム)の3つのシステムが個々に運用されていたところである。

位置情報通知システムに係る全国の消防機関の財政負担の軽減を図るため、消防庁では、この位置情報通知シス テムと従来の固定電話からの発信地表示システムとの統合について検討を進めてきたが、「新発信地表示システム と位置情報通知システムの統合のあり方に関する検討会」の報告書(平成21年3月)に基づいたシステムについて、 平成 21 年度補正予算により 75 消防本部を対象に実証実験を実施している。これによって、NTT 東西の固定電話、 携帯電話、IP 電話からのすべての 119 番緊急通報に係る位置情報を 1 つの統合されたシステムで取得することが 可能となる(図表 5-3-4-1)。

